

京都市訓令甲第8号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成20年9月30日

京都市長 門 川 大 作

別表保健福祉局の款保健衛生推進室の項京都市立病院の目中「臨床検査科」を「臨床検査技術科」に改め、同項京都市立京北病院の目を次のように改める。

京都市立 京北病院	看護師及び准 看護師	交替に 午前7時45分から午後4 時30分まで 午前8時30分から午後5 時15分まで 午前8時30分から翌日の 午前2時まで 午後4時30分から翌日の 午前1時15分まで	午後4時 30分ま での勤務, 午後5時 15分ま での勤務, 午前1時 15分ま での勤務, 午後5時 15分か ら翌日の 午前2時 までの勤	4週間を通 じて7日又 は8日
--------------	---------------	--	---	-----------------------

	午後4時30分から翌日の 午前9時30分まで	務及び午 前9時15 分までの	
	午後5時15分から翌日の 午前2時まで	勤務につ いては1 時間	
	午前0時30分から午前9 時15分まで	午前9時 30分ま での勤務 について は1時間 30分 午前8時 30分か ら翌日の 午前2時 までの勤 務につい ては2時 間	
看護助手(専ら 看護の補助業 務に従事する 職員をいう。)	交替に 午前7時45分から午後4 時30分まで	1時間。た だし、午前 9時30 分までの	4週間を通 じて8日

		勤務につ いては、1 時間30 分	
	午前8時30分から午後5 時15分まで		
	午後0時30分から午後9 時15分まで		
	午後4時30分から翌日の 午前9時30分まで		

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)